

子どもの貧困対策会議

第1回議事録

日 時：平成26年4月4日（金）08:05～08:15

場 所：総理官邸4階大会議室

構成員：安倍内閣総理大臣、菅官房長官、森内閣府特命担当大臣、下村文部科学大臣
田村厚生労働大臣

議 題

1. 子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について
2. その他

議事内容

（冒頭、会議開始と同時にプレス入室）

（森内閣府特命担当大臣） ただいまから第1回子どもの貧困対策会議を開催いたします。
本日は、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。
本会議では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、「子どもの貧困対策に関する大綱」の案を作成することとなっております。
会議の開催に当たりまして、会長であります安倍内閣総理大臣から御挨拶をいただきます。

（安倍内閣総理大臣） 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備、教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要であります。

政府においては、今年度から高校生等を対象とする返済不要の奨学のための給付金制度を導入しています。また、ひとり親家庭・生活困窮家庭への相談支援や就労支援、子供への学習支援などの取組を進めています。

今後、このような施策をさらに強化していく必要があります。年央の大綱とりまとめに向けて、関係閣僚各位におかれては、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していきける社会の実現に向けて、子供の貧困対策について一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

（プレス退室）

(森内閣府特命担当大臣) ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。

「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 子供の貧困につきましては、我が国の子供の貧困の状況、特にひとり親世帯の状況が厳しく、また生活保護世帯の子供の高校等進学率も低い水準となっているなどを背景としまして、昨年6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が全会一致で成立しました。同法に基づき、今後、この「子どもの貧困対策会議」におきまして、政府の大綱案を作成し、閣議決定することとなっております。

それでは、資料3に基づきまして、本日お諮りする「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針」の案について御説明します。

1でございますが、子どもの貧困対策会議は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、本年7月を目途に大綱の案を作成することとしております。

2でございますが、大綱は政府が子供の貧困対策を総合的に推進するための基本的施策を示すものとしており、大綱に掲げる事項として、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率」や「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」等の指標及び当該指標の改善に向けた施策、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」などを挙げております。

最後に3といたしまして、大綱の案の作成に当たり、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとし、その会議の運営は、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て内閣府が行うこととしております。

説明は以上です。

(森内閣府特命大臣) ありがとうございます。それでは、御意見や御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

(下村文部科学大臣) 家庭の経済状況にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けることができるようにすることが極めて重要だと思います。

法律の成立を受けて、文部科学省では、いち早く高校無償化制度の見直しに関する改正法を先の臨時国会で成立させていただきまして、今年の4月から、私立高校に通う生徒への授業料支援として就学支援金の加算拡充や、授業料以外の支援として返済不要の「奨学のための給付金制度」の創設を実行いたしました。

また、今年度は、幼稚園就園奨励費補助について、生活保護世帯の保護者負担を無償にすると同時に、大学等の無利子奨学金の貸与人員の増員や真に困窮している奨学金返

還者に対する救済措置の充実に取り組むこととしております。

さらに、こうした取組に加えて、今後、「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱」を策定するに当たっては、幼児教育の無償化に向けた低所得の保護者負担の一層の軽減や、家庭の経済状況に関わらず学校において学力を確実に保障するためのきめ細かな授業の推進、高校生の「奨学のための給付金制度」の拡充、高等教育段階において将来的には給付型奨学金の創設を目指し、まずは奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速させるための無利子奨学金の更なる拡充、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充などを打ち出していきたいと考えております。

また、現在、教育再生実行会議における学制の在り方の議論の中で、無償教育期間の在り方についても検討しております。

これらを通じて、一人一人の能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢にチャレンジできるようにすることは、ひいては、今後の我が国の成長・発展にもつながるものがあります。

このため、誰もがいつでも、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいと思います。

(田村厚生労働大臣) 厚生労働省では、子供の貧困に関連する主な施策として、生活保護家庭や、生活困窮者家庭、ひとり親家庭への支援などを推進しております。

生活困窮者支援につきましては、昨年11月に成立いたしました生活困窮者自立支援法において、包括的な相談支援や就労支援のほか、生活保護家庭を含む生活困窮者家庭の子供に対する学習支援の制度化を図ることとし、現在、平成27年4月の施行に向けた準備を行っております。

また、ひとり親家庭への支援につきましても、今国会に支援施策の充実に図るための法案を提出し、御審議いただいているところであります。この法案では、高等職業訓練促進給付金等の公課禁止など、母子家庭等への支援の強化とともに父子福祉資金制度の創設など、父子家庭に対する支援の拡充などを行うことといたしております。

さらに、同時に御審議していただいておりますパートタイム労働法の改正法案では、ひとり親で働く雇用形態として選ぶことの多い、パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図ることといたしております。

こうした取組を今後とも積極的に推進するとともに、関係省庁と連携しながら子供の貧困対策が総合的に推進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(森内閣府特命担当大臣) 会議の時間もございますので、このあたりで御発言を終了させていただきます。

それでは、「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針」について、本会議として決定したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議ないようですので、これを本会議決定といたします。本日予定の議題は以上でございます。

この作成方針に基づき、今後、大綱の案を作成していくこととなりますが、内閣を挙げて子供の貧困対策を総合的に推進していくため、関係閣僚各位の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上